

雨水浸入に係る原子力規制委員会からの指示文書に対する 報告書における調査対象の抽出漏れについて(再調査の開始)

2017年11月10日

当社は、過去に原子力規制委員会からの指示文書に基づき、浜岡3～5号機の建屋における貫通部について水の浸入を防止する措置がとられているか調査をおこなった際に、水の浸入があった貫通部を含む8箇所の貫通部が対象から漏れていたことを確認しました。

これは、10月29日に、浜岡原子力発電所4号機 原子炉機器冷却水系配管ダクト(注1)(放射線管理区域外)において、壁の貫通部より雨水が浸入していることを踏まえた調査の際に確認したものです。雨水の浸入は、作業によって開放していたハンドホール(注2)の蓋部に対して適切に養生を設置していなかったことによるものと推定しています。(2017年10月31日お知らせ済)

このたび、調査対象の抽出漏れに係る再調査を開始したため、お知らせします。

過去の原子力規制委員会からの指示文書に基づく調査における問題点として、現場確認をおこなった際に貫通部が記載されていない施工前の図面(注3)を用いていたことや、狭隘部やケーブルが収集されているボックス(注4)の奥の壁面を詳細に確認していなかったことなどが挙げられました。

この問題点を踏まえ、貫通部が記載されている最新版の図面を用いて貫通部の抽出を改めておこなうとともに、全ての壁面に対して貫通部の有無や水の浸入を防止する措置の状況を改めて詳細に確認することを明確に定めた上で、再調査を開始しました。

再調査については、2018年1月末の完了を目標に進めてまいります。再調査の結果がまとまり次第、その結果を踏まえた報告書を原子力規制委員会に提出します。

また、作業によって開放していたハンドホールの蓋部に対して適切に養生を実施していなかったことを踏まえ、事象確認後速やかに、敷地内にある全てのハンドホールの蓋部を調査し、適切な養生を実施していなかった箇所に対して手直しをおこないました。今後、作業によって開放する全ての開口部における養生の管理を徹底してまいります。

注1 ダクトとは、配管やケーブル等を内包するコンクリート製の管路です。

注2 ハンドホールとは、ケーブルを引き回すために人が立ち入るエリアです。

注3 貫通部が記載されていない施工前の図面とは、建設後の完成状態を反映した図面ではなく、建設途中の図面であり、当該貫通部を含めた8箇所の貫通部が記載されていませんでした。

注4 ケーブルが収集されているボックスとは、複数のケーブルを収集した金属製の中継箱のことです。過去に実施した現場確認の際に、この中継箱のカバーを取り外すことなく内部が見えない状態で壁面を確認している箇所がありました。

以上